第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２２年（フ）第８９号
大阪府寝屋川市香里新町20番10号、開始決定時住所大阪市都島区友渕町１丁目３番105―815号
破産者　都島舞台設備こと　松本　敏明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９号
大阪府枚方市長尾宮前２―22―13、住民票上の住所京都府相楽郡精華町祝園西１丁目１番地１　パデシオン祝園912号
破産者　桑野　和之
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８６号
大阪府高槻市松川町24番１号
破産者　小川　健二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９４０号
兵庫県宝塚市平井山荘８番８号
破産者　矢元　正平
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８３号
大阪府門真市東田町24番２号
破産者　横山　直幹
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６６号
大阪市生野区巽東２丁目10―２パーク巽東Ⅰ―207号室、開始決定時の住所大阪市生野区田島４丁目７番７号
破産者　照井茉莉子こと朴茉莉子こと　朴　誠太
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７７号
大阪府枚方市東藤田町６番10号
破産者　水上　真一
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５７号
大阪府守口市八雲西町１―40―１　サウス0511―101、開始決定時の住所大阪市旭区中宮３丁目17番20号　山一ビル204号
破産者　早間　優里
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８９号
兵庫県西宮市柏堂町６番17―302号
破産者　坂田　静哉
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７１９号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番45―207号
破産者　玉置　眞二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６３号
大阪市中央区徳井町２丁目３番13―903号
破産者　岡下　佳敬
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０６号
大阪府大阪狭山市今熊７丁目189番地の１Ｃ―610号室
破産者　峯　　健
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３５６号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目７番52号
破産者　泉　　行雄
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６６０号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番15―501号
破産者　岡本　幸治
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１２号
大阪府豊中市宮山町４丁目３番１号
破産者　鈴木　正美
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５７号
堺市西区浜寺諏訪森町中２丁188番地
破産者　丸久商店こと　一森　廣三
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
大阪府羽曳野市誉田６丁目９番21号、前住所大阪府富田林市大字伏山724番地59
破産者　上山　仁司
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁４番７号
破産者　大東　政幸
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
大阪府羽曳野市恵我之荘１丁目11番23―102号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目７番５号
破産者　品川　悦洋
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係